

合併協定項目10 特別職の身分の取扱いについて

合併協定項目10 特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年4月23日提出
始良西部合併協議会
会長 城光寺 俊和

特別職の身分の取扱いについて

- 1 特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
 - (1) 市長、副市長及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。

給与の額は、現行給与額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
 - (2) 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
 - (3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。

報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに、合併までに調整する。
 - (4) 審議会、委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、合併までに調整する。

当該附属機関の委員の人数、任期、報酬の額は、現行の制度及び報酬額をもとに、合併までに調整する。
- 2 新市の職務執行者については、3町の長が別に協議して定める。